

## 埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者（企業等向け）認定制度実施要領

### （目的）

第1条 この要領は、省エネ・再エネ活用設備の積極的な普及及び安心・安全な施工等に取り組む事業者を県が認定することにより、その普及促進を目指す「埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者（企業等向け）認定制度」の実施に当たり、必要な事項を定めることを目的とする。

### （用語の定義）

第2条 この要領において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

#### （1）省エネ・再エネ活用設備

エネルギー効率の向上や再生可能エネルギーの利用等により温室効果ガス排出削減やエネルギーレジリエンスの強化に資する事業所に設置する設備のうち、太陽光発電設備や蓄電池、その他再生可能エネルギー発電設備、熱利用設備、その他基盤インフラ設備、コージェネレーションシステムをいう。

#### （2）太陽光発電設備

太陽エネルギーを電気エネルギーに変換し、電力を供給するために構成された装置及びこれに附属する太陽光発電モジュール、パワーコンディショナー等の装置の総体をいう。

#### （3）蓄電池

太陽光発電設備により発電した電力などを繰り返し蓄え、停電時など必要に応じて電気を活用することができる定置型の設備をいう。

#### （4）その他再生可能エネルギー発電設備

水力、バイオマスを活用して発電を行う設備をいう。

#### （5）熱利用設備

太陽熱、バイオマス熱、地中熱を利用する設備をいう。

#### （6）その他基盤インフラ設備

自営線、蓄熱設備、熱導管、エネルギーマネジメントシステムをいう。

#### （7）コージェネレーションシステム

都市ガス等を燃料とする熱電併給型動力発生装置又は燃料電池をいう。

#### （8）P P A

エネルギーサービスプロバイダ等が設置した再生可能エネルギー発電設備で発電した電気を、需要家が電気と環境価値が紐付いた状態で調達し消費する契約形態をいう。

#### （9）リース

省エネ・再エネ活用設備の所有者である貸主が、当該設備の借主に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、借主は、当事者間で合意した当該設備の使用料を貸主に支払う契約をいう。

#### （10）事業者

省エネ・再エネ活用設備の販売又は施工を行う者、省エネ・再エネ活用設備をP P A又はリースにより設置する者をいう。

#### （11）契約実績

省エネ・再エネ活用設備の販売、施工、P P A又はリースの実績をいう。

#### （12）認定事業者

第5条第1項に規定する認定の通知を受けた者をいう。

### （認定の要件）

第3条 第5条第1項に規定する認定は、次のいずれにも該当する事業者について行うものとする。

- (1) 法令を遵守し、適切に省エネ・再エネ活用設備を販売、施工、PPA又はリースにより設置する者であること。
- (2) 省エネ・再エネ活用設備の設置に係る契約実績があること。
- (3) 法人の場合は法人県民税及び法人事業税、個人の場合は個人県民税及び個人事業税等納付すべき税金を滞納していないこと。
- (4) 次のいずれにも該当しないこと。
  - ア 役員等（法人である場合にはその役員、その支店又は営業所の代表者その他これらと同等の責任を有する者を、法人以外の団体である場合にはその代表者、理事その他これらと同等の責任を有する者をいう。）が暴力団員等（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるもの。
  - イ 暴力団（同法第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等が経営に実質的に関与しているもの。
  - ウ 自己、その属する企業等若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員等を利用しているもの。
  - エ 暴力団又は暴力団員等に対して資金等を供給し、又は便宜を供与する等暴力団の維持又は運営に協力し、又は関与しているもの。
  - オ その他暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有するもの。
- (5) 都道府県が定める契約に係る入札参加停止の措置要綱等に基づく入札参加停止等の措置を受けていない者であること。
- (6) 前各号に掲げるもののほか、法令違反又は公序良俗に反する行為がないこと。

（認定の申請）

第4条 埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者（企業等向け）の認定を受けようとする事業者は、認定申請書（様式1）に次に掲げる書類を添えて県に提出するものとする。

- (1) 申請事業者概要書（様式1-1）
- (2) 第3条第1号の履行に関する誓約書（様式1-2）
- (3) 暴力団排除に関する誓約事項（様式1-3）
- (4) 省エネ・再エネ活用設備の設置に係る過去の契約実績が1件以上確認できる書類（契約書・請書等）
- (5) 法人の場合は商業登記簿謄本又は法人登記簿謄本、個人の場合は開業届等（発行後3か月以内のもの）
- (6) 納税証明書（法人の場合は法人県民税・法人事業税、個人の場合は個人県民税・個人事業税等）（発行後3か月以内のもの）

（認定等）

第5条 県は、前条の規定による申請をした事業者（以下「申請者」という。）が第3条各号に掲げる要件を満たすときは、埼玉県省エネ・再エネ活用設備あんしん事業者（企業等向け）の認定を行い、申請者宛てに認定通知書（様式2）によりその旨を通知するものとする。

- 2 県は、申請者が第3条各号に掲げる要件を満たさないときは、申請者宛てに不認定通知書（様式3）によりその旨を通知するものとする。
- 3 第1項の認定の有効期間は、令和10年3月31日までとする。

（認定事業者の公表）

第6条 県は、前条第1項の規定により通知したときは、当該事業者について、認定事業者名簿に登載し、県ホームページにおいて公表するものとする。

(省エネ・再エネ活用設備普及活動の実施)

第7条 認定事業者は、県と共に、省エネ・再エネ活用設備の普及に努めなければならない。

2 認定事業者は、県が実施するエネルギーに関する施策に積極的に協力しなければならない。

(認定事項の変更)

第8条 認定事業者は、第5条第1項の規定による認定を受けた事項に変更があったときは、認定変更届出書(様式4)を県に提出しなければならない。

2 県は、前項の届出を受理したときは、認定事業者名簿の登載内容を変更するものとする。

3 県は、認定事業者が第1項の届出を行わないときは、当該認定事業者に対し、期限を定めて当該届出を行うよう指示することができる。

(調査等)

第9条 県は、第3条各号に掲げる要件を満たすかどうかの確認に当たり、申請者に対して必要となる書類の提出を求めることができるものとし、申請者は速やかに応じるものとする。

2 県は、必要があると認めるときは、認定事業者の事業所に立ち入り、必要となる書類の提出を求めることができる。

(認定の辞退・取消)

第10条 認定事業者は、認定を辞退しようとするときは、認定辞退届(様式5)を県に届け出なければならない。

2 県は、前項の規定による届出があったとき、又は認定事業者が次のいずれかに該当するときは、当該認定事業者の認定を取り消すことができる。

(1) 認定事業者が、廃業又は破産したとき。

(2) 認定事業者が、第3条各号に掲げる要件を欠くに至ったとき、又は虚偽の申請をしたことが判明したとき。

(3) 認定事業者が、第4条第2号に掲げる誓約書の内容を遵守していないと県が認め、かつ、県の改善の指示に従わなかったとき。

(4) 認定事業者が、販売、施工、PPA又はリースに関し不正又は著しく不当な行為を行う等、県が認定を取り消すことが相当と認めたとき。

3 第9条の規定は、前項の場合に準用する。

4 県は、第2項の規定により認定を取り消すときは、当該認定事業者宛てに認定取消通知書(様式6)によりその旨を通知するものとする。

5 県は、前項の通知をしたときは、当該認定事業者に弁明の機会を与えるものとする。

6 県は、前項の規定による弁明に理由が無いと認めるとき又は通知より7日以内に弁明がないときは、認定事業者名簿から当該認定事業者を消除する。

(補足)

第11条 この要領に定めるもののほか必要な事項は別に定める。

附則

この要領は、令和5年9月15日から施行する。

附則

この要領は、令和7年4月1日から施行する。